

農協監査・事業利用実態調査 [新規]

【110（一）百万円】

対策のポイント

農協が公認会計士監査へ移行した場合の負担を明らかにするための調査や、農協の准組合員の事業利用規制の在り方に関する実態調査を行います。

<背景／課題>

- ・今般の農業協同組合法の改正により、平成31年度から、農協の監査は、全国農協中央会による監査から、公認会計士による監査に移行することとされ、その際、政府は、農協の実質的な負担が増加することがないように配慮することとされています。
- ・また、この改正法において、政府は、5年間調査を行った上で、准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討を加え、結論を得ることとされています。

政策目標

- 農協の公認会計士監査制度への円滑な移行
- 准組合員の組合の事業利用に関する規制の在り方について、検討し結論を得ること

<主な内容>

1. 農協の監査費用に関する調査 96（一）百万円

監査法人等が農協の事業内容等を調査し、実際の監査に要する人数、日数等を見積もることにより、農協が公認会計士監査を受ける場合の費用を試算するとともに監査費用を左右する要因等を分析します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 准組合員の事業利用規制の在り方に関する調査 15（一）百万円

准組合員の事業利用規制の在り方に関する1年目（5年間実施）の実態調査を行います。

（委託費）
委託先：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局協同組織課（03-6744-2164）]